

# 取引説明書(LION FX 個人のお客様用)対比表

平成 30 年 8 月 27 日  
(青字部分は追加・変更、青字部分は削除箇所)

| 現 行  | 変 更 後   |
|--|---|
| <p>3. 口座開設までの流れ</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION FX」口座専用のログイン ID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。</p> <p>(5) 当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。</p>  | <p>3. 口座開設までの流れ</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION FX」口座専用の<del>ログイン</del>ユーザー ID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。</p> <p>(5) 当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。</p>  |
| <p>9. スワップ</p> <p>スワップとは、通貨ペアにかかる通貨間の金利差調整額のこと<br/>で、ロールオーバーを行うことによって発生します。「LION FX」<br/>では、スワップはポジションが決済されるまで有効証拠金に加<br/>減算され、ポジション決済後、預託証拠金に加減算されます。<br/>通常、高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差の<br/>調整分を受取ることになり、逆に低金利の通貨を買い、高金利<br/>の通貨を売れば、金利差の調整分を支払うことになります。</p>   | <p>9. スワップ</p> <p>スワップとは、<b>未決済ポジション</b>の通貨ペアにかかる通貨間の<br/>金利差調整額のこと、ロールオーバーを行うことによって発生<br/>します。<del>「LION FX」では、</del>スワップはポジションが決済さ<br/>れるまで有効証拠金に加減算され、ポジション決済後、預託証<br/>拠金に加減算されます。<b>ただし、未決済ポジションを決済せず<br/>に一部または全部の未実現スワップのみを確定させることがで<br/>き、確定後は預託証拠金額に加減算されます。</b>通常、高金利の<br/>通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差の調整分を受取る<br/>ことになり、逆に低金利の通貨を買い、高金利の通貨を売れば、<br/>金利差の調整分を支払うことになります。</p>  |
| <p>29. 証拠金・損益</p> <p>LION FXにおける各証拠金及び損益については、以下のように<br/>定義します。</p> <p>(1) 「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に決済損益を加減<br/>算したものをいいます。</p> <p>(2) 「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算した<br/>ものをいいます。</p> <p>(3) 「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な<br/>金額をいいます。</p> <p>(4) 「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に<br/>相当するものをいいます。</p> <p>(5) 「評価損益」とは、ポジション損益に未実現スワップを加<br/>減算したものをいいます。</p> <p>(6) 「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額<br/>をいいます。</p> | <p>29. 証拠金・損益</p> <p>LION FXにおける各証拠金及び損益については、以下のように<br/>定義します。</p> <p>(1) 「預託証拠金」とは、お客様の入出金額に<b>決済損益売買差<br/>損益金およびスワップ損益</b>を加減算したものをいいます。</p> <p>(2) 「有効証拠金」とは、預託証拠金に評価損益を加減算した<br/>ものをいいます。</p> <p>(3) 「必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要な<br/>金額をいいます。</p> <p>(4) 「発注証拠金」とは、未約定注文で約定後に必要証拠金に<br/>相当する<b>もの</b>金額をいいます。</p> <p>(5) 「評価損益」とは、ポジション損益に未実現スワップを加<br/>減算したものをいいます。</p> <p>(6) 「ポジション損益」とは、未決済ポジションの時価評価額<br/>をいいます。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>30. 預託証拠金等の入金</p> <p>当社への入金は当社の指定口座への振込みによるものといたします。当社営業店舗等でのご入金は、原則として受付けておりません。また、当社への振込み手数料は、お客様負担といたします。なお、クイック入金以外の方法でのご入金の場合、お名前とログインIDを必ずご記入ください。お名前、ログインIDの記載が無い場合、口座に反映いたしません。それによりお客様がロスカット等の不利益を被った場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。</p>   | <p>30. 預託証拠金等の入金</p> <p>当社への入金は当社の指定口座への振込みによるものといたします。当社営業店舗等でのご入金は、原則として受付けておりません。また、当社への振込み手数料は、お客様負担といたします。なお、クイック入金以外の方法でのご入金の場合、お名前と<del>ログイン</del>ユーザーIDを必ずご記入ください。お名前、<del>ログイン</del>ユーザーIDの記載が無い場合、口座に反映いたしません。それによりお客様がロスカット等の不利益を被った場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。</p>   |
| <p>42. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップ）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</p> | <p>42. 税金</p> <p>個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による<del>差益金</del>益金<del>及</del>およびスワップ<del>損益</del>）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</p> |
| <p>平成30年5月21日現在</p>  | <p>平成30年8月27日現在</p>  |